

# 妊婦のための支援給付金 & 妊婦等包括相談支援事業

妊婦さんの産前産後の身体的・精神的・経済的負担を減らし、安心して子どもを生み、育てることができる環境を整えるため、国の「妊婦のための支援給付金」事業が行われています。また、妊娠から出産・子育て期にかけて一人ひとりに寄り添ったつながりある支援（妊婦等包括相談支援事業）を行います。



## ① 母子健康手帳交付

出産・子育ての流れ等について  
助産師や保健師と一緒に  
確認しましょう。

面談時

## ② 妊婦給付認定申請

妊婦給付認定後、5万円を給付  
★振込日は 月の最終木曜日

申請期限

医療機関で胎児の心拍が確認された日から2年

妊婦健診時の交通費や、  
出産費用に使えるね！



## ③ 妊娠の中期や後期

助産師や保健師が電話による  
ご様子伺いをさせて  
いただきます。

## ④ 赤ちゃん訪問 (生後1~2か月頃)

助産師や保健師の家庭訪問で  
子育てに関する悩みや不安を聞き、  
解決策と一緒に考えます。

面談時

産後ケアや家事支援サービス  
の支払いに使ってみようか

問い合わせ先：福津市子育て世代包括支援課

電話 0940-34-3352

メール [kosodate-hokatsu@city.fukutsu.lg.jp](mailto:kosodate-hokatsu@city.fukutsu.lg.jp)

胎児の心拍が確認されたあとに流産・死産された方も、「胎児の数の届出」を申請することにより、1胎児あたり5万円の給付が受けられます。

## ⑤ 胎児の数の届出

※届出後、胎児の数×5万円を給付

★振込日は、申請月の翌月 または 翌々月の最終木曜日

申請期限

出産予定日の8週間前の日（同日前に出産・流産・死産した場合はその日）から2年